

秘	
指定者	厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課長
□・無期限	
平成22年4月30日から 平成27年4月29日まで	

基安安発 0430 第 1 号
平成 22 年 4 月 30 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長
(契 印 省 略)

派遣労働者に係る労働者死傷病報告の提出の徹底について

労働安全衛生規則様式第 23 号（休業 4 日以上労働者に係る労働災害等に係る労働者死傷病報告。以下「死傷病報告」という。）が改正され、平成 22 年 4 月 1 日に施行されるとともに、この改正に伴い、労働基準行政システム（以下「システム」という。）の改修が行われ、同年 3 月 23 日より運用されているが、これにより、死傷病報告を提出していない派遣先事業場の特定等が容易になったところである。

派遣元の事業者（以下「派遣元」という。）から提出のあった死傷病報告により、システムを用いて、派遣先の事業者（以下「派遣先」という。）からの死傷病報告の提出状況や死傷病報告を提出していない派遣先事業場を特定する方法については、「労働基準行政情報システム・労災行政情報システムに係る機械処理手引（安全衛生関連編）」（平成 21 年 6 月 22 日制定。平成 22 年 3 月 19 日一部改正。以下「機械処理手引」という。）により示されているところであるが、その取扱いに当たっては、別紙に留意の上、派遣労働者に係る死傷病報告の提出の徹底に遺漏なきを期されたい。

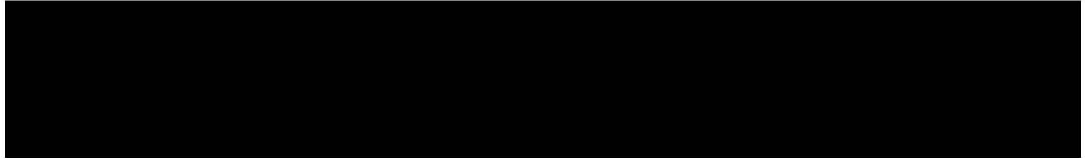
なお、平成 19 年 8 月 14 日付け基安安発第 0814003 号「派遣労働者に係る労働災害に関する労働者死傷病報告の取扱いについて」の一部を下記のように改正する。

記

1 記の 2 の (3) を次のように改める。

(3)

ア



イ



2 記の3中の [redacted] を [redacted] に改める。

労働者死傷病報告の様式改正に伴うシステム改修に係る留意事項

1 派遣元からの死傷病報告のシステムへの登録

- (1) 登録方法は、機械処理手引の 6.3 の「労働者死傷病報告情報の登録」に示すとおりであること。
- (2) 今回のシステムの改修により、派遣元からの死傷病報告（提出事業者の区分が派遣元となっているもの。以下同じ。）をシステムに登録する場合には、新たに追加された職員記入欄の「派遣先写しの確認」が必須入力項目となっている（機械処理手引の 6.3-3 頁を参照）ので、派遣先からの死傷病報告の写しの送付の事実を確認できているものは「済」を、そうでないものは「未」を選択すること。
- (3) 同じく「提出事業者の区分」が「派遣元」である場合には、新たに追加された「派遣先提出の確認」及び「管轄署への通知」も必須入力項目となること（機械処理手引の 6.4-6 頁を参照）。なお、死傷病報告の登録当初においては、これらは両方とも「未」が入力されているが、(2) で「派遣先写しの確認」を「済」とした場合には、通常「派遣先提出の確認」及び「管轄署への通知」は、「未」のままにしておくこと。
- (4) 今回の死傷病報告の様式改正で新たに設けられた職員記入欄の「派遣先の事業の労働保険番号」については、派遣先からの死傷病報告の写しの添付や提示等により、派遣先の事業の労働保険番号を確認できたものを記入すること。

2 派遣先からの死傷病報告の提出状況の確認

- (1) 派遣先からの死傷病報告の提出状況の確認方法は、機械処理手引の 6.11 の「派遣先事業場からの労働者死傷病報告の提出状況の確認等」の前半(6.11-1～7 頁)に示すとおりであること。
- (2) 派遣元から提出のあった死傷病報告のうち、派遣先からの死傷病報告の写しの送付の事実を確認できていないもの(1の(2)で「未」を選択したもの)については、派遣先からの死傷病報告の提出状況の確認を必ず行うこと。
- (3) 今回のシステムの改修により、派遣労働者に係る死傷病報告情報（「提出事業者の区分」が「派遣元」又は「派遣先」になっているもの）については、提出事業場を管轄する都道府県労働局又は労働基準監督署（以下「局署」という。）であるか否かに関わらず、すべての局署において被災者の氏名を参照できるようになったこと。

3 派遣先事業場を所轄する労働基準監督署長への通知

- (1) 派遣先からの死傷病報告の提出が確認できない場合の派遣先事業場を所轄する労働基準監督署長（以下「派遣先所轄署長」という。）への通知方法は、機械処理手引の6.11の「派遣先事業場からの労働者死傷病報告の提出状況の確認等」の後半（6.11-7～12頁）に示すとおりであること。
- (2) 派遣先所轄署長に対しては、システムからファイル出力（テキスト形式）される「通知情報」を通達・事務連絡システムにより通知すること（機械処理手引の6.11-9～11頁を参照）。
- (3) (2)の通知を受けた派遣先所轄署においては、「通知情報」の1.の「派遣元の死傷病報告情報」中の「管轄局」、「管轄署」及び「帳票読取番号」により派遣元から提出のあった死傷病報告情報を、同じく2.の「派遣先事業場情報」中の「管轄局」、「管轄署」及び「事業場キー」により派遣先の事業場基本情報を検索・特定することができるので、派遣先所轄署長への通知に当たっては、派遣元から提出のあった死傷病報告の写しの送付は要しないこと。

4 その他

- (1) 派遣元からの死傷病報告の受理時に、派遣先からの死傷病報告の写しの添付や提示等があった場合には、次のとおり対応すること。
 - ア 派遣先からの死傷病報告の写しの「提出事業者の区分」が「派遣先」になっているか確認すること。
 - イ その結果、「提出事業者の区分」が「派遣先」となっていない場合には、当該派遣先所轄署に対し、死傷病報告情報の「提出事業者の区分」を「派遣先」に変更するよう、連絡すること。
- (2) 派遣先から既に死傷病報告が提出済みであっても、次のような場合には、当該派遣先所轄署に対し、3の通知が発出されることがあり得るので、当該通知を受けた労働基準監督署においては、次のとおり対応すること。
 - ア システムに未登録である場合は、システムに当該死傷病報告を登録すること。
 - イ 派遣労働者が労働災害に被災し、派遣先とされる事業者から提出のあった死傷病報告であるにもかかわらず、「提出事業者の区分」が「派遣先」となっていない場合には、死傷病報告情報の「提出事業者区分」を「派遣先」に変更すること。
- (3) 機械処理手引の6.11の「派遣先事業場からの労働者死傷病報告の提出状況の確認等」に示す操作は、派遣元から死傷病報告を受理した労働基準監督署を管下とする都道府県労働局においても行うことが可能であること。